

令和5年第1回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年1月24日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
最適化推進委員	2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、4 高橋桂、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫、8 原島忠男
【欠席委員】	1 池田仁政
【傍聴人】	1人
事務局長	<p>只今より、令和5年第1回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きます、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>10番の堀口委員と、11番の渡邊委員にお願いします。</p>
議長	これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、入室するよう事務局から伝えてください。
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>買い取り申出人、主たる従事者の氏名、住所、生産緑地の場所、面積は資料記載のとおりです。</p> <p>買い取り申出人と主たる従事者との続柄については、妻と夫となります。</p> <p>主たる従事者が死亡した際は、生産緑地の解除を行うことが可能となっており、解除を行う際は、市へ買取り申出を行う必要があります。その買取り申出をする前に、主たる従事者がその生産緑地の主たる従事者であったことの証明を農業委員会へ行う必要があることから、今回の申請に至っております。また、買取申出については、所有者のみが行えることになっており、買い取り申出人への相続が完了していることは確認済みです。次に、8・1調査の結果を事務局で確認したところ、主たる従事者は、年間200日間従事していることが確認できました。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。1月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、原島委員から報告をお願いします。</p>
原島委員	<p>1月21日に電話で聞き取り調査を行いました。</p> <p>買い取り申出人の息子さんへの聞き取りを行いました。生前は露地野菜を栽培していたとのこと。その後の従事状況ですが、対象地は親族の手により農地として維持・管理がされておりました。</p> <p>聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明させていただきます。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請数は、20筆、13,706㎡となっております。こちらは使用貸借権を設定するもので、期間は全て10年間となっております。 借受人については、これまでも他の農地を適切に管理していることから、新規の利用権設定についても問題がないと考えられます。 事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	それでは報告させていただきます。 1月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「桶川農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。 1ページ目に除外申出一覧がございます。

	<p>令和4年11月に受け付けた農用地区域の除外申出は、自己用住宅が2件、車両通路1件の計3件です。</p> <p>まず、1117号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。第1種農地は原則不許可となっておりますが、自己用住宅は「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に認められるとされております。そのため、農地転用許可の見込みがある案件と考えております。</p> <p>建築面積は72.87㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路の集水桝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除策としてコンクリートブロックを新設で内積みする計画です。</p> <p>除外理由と代替性の検討結果については、理由書等の資料をご覧ください。ただければと思います。</p> <p>対象地は、申出者の父親が所有する農地で、申出者の父母が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることを、桶川市建築課に確認しております。</p> <p>さいたま農林振興センターからは、農地転用許可について見込みがある旨の回答をいただいています。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1117号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p>

	<p>第 1117 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1118 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。自己用住宅は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。 建築面積は 110.96 m²で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。 また、隣地との境界には、被害防除策としてコンクリートブロックを新設で内積みする計画です。 除外理由と代替性の検討結果については、理由書等の資料をご覧ください。ただければと思います。 なお、対象地は、申出者の伯父が所有する農地で、申出者の伯父が桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることを、桶川市建築課に確認しております。 さいたま農林振興センターからは、農地転用許可について見込みがある旨の回答をいただいています。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、第 1118 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第 1118 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1119 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。除外理由は車両通路となっております。除外後の農地区分は第 3 種農地と考えております。理由としましては、インターチェンジの出入口から 300m 以内に対象農地があるためです。3 種農地の場合、適切な規模であり、その他一般基準を満たしている場合は、原則許可することになっております。転用目的は、車両通路となっており、既存の駐車場の出入りが住宅敷地部分から行われており、安全上も問題があるため、今回の申出に至っております。規模も過大ではないため、農地転用許可の見込みがある案件と考えております。 隣地との境界には、被害防除として矢板等を新設する計画です。 なお、建築計画がないため、本案件は、都市計画法上の開発許可の手続きは不要となっております。 さいたま農林振興センターからは、農地転用許可について見込みがある旨の回答をいただいています。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第 1119 号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第 1119 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の 5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法 5 条の届出が 4 件となっております。転用目的は、住宅敷地が 4 件となっております。 なお、令和 5 年 1 月 6 日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは次第 6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、生産緑地地区の買取りの斡旋について、説明をいたします。 お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。 生産緑地法第 13 条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」と定められております。 桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買取りの斡旋について、依頼されております。 委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和 5 年 2 月 23 日（木）までに農業委員会事務局までご連絡ください。 なお、買い取り希望価格等の詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。</p> <p>つづいて、桶川農業振興地域整備計画書（案）について、説明をいたします。 この度、桶川市農業振興地域整備計画書について、見直しを考えてお</p>

	<p>ります。</p> <p>見直しに至った経緯ですが、前回の見直しが昭和 62 年となっており、かなりの時間が経過したこと、上尾道路と圏央道の完成により、周辺環境に変化が生じたことから、見直しを計画しました。平成 28 年度に業者へ委託した成果物が納品されておりましたが、道の駅の除外申出などがあったこと、時間の経過により時点修正が必要だったことから現在に至っております。</p> <p>内容をお読みいただき、次回の農業委員会総会時にご意見をお聞かせいただければと思います。</p> <p>最後に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和 5 年 2 月 17 日（金）の午前 10 時から、第 2 班が行いますので、市役所 3 階の会議室 303 にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和 5 年 2 月 27 日（月）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 305 で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後 2 時 56 分</p>